

バーゼル委による「自己資本規制上の引当金の取扱い」 に関する市中協議文書および ディスカッション・ペーパー(DP)の公表について

2016年10月
金融庁／日本銀行

- * 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した市中協議文書およびディスカッション・ペーパー(DP)の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。バーゼル委へのコメントを検討される際は、必ず原文に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目 次

1. 背景
2. 市中協議文書の概要
 1. 当面の措置
 2. 経過措置
 - 2.1 案①: 引当金の増加額に基づく調整案
 - 2.2 案②: 引当金の変化率に基づく調整案
 - 2.3 案③: IFRS第9号上のステージ1・2の引当額に基づく調整案
3. ディスカッション・ペーパー(DP)の概要
 1. 長期的な対応案
 - 案①: 現状維持。
 - 案②: 一般・個別引当に関する国際的に統一された定義を新たに設ける。
 - 案③: 現行の標準的手法(SA)における引当金の勘案方法を変更し、標準的手法(SA)用の当局設定の期待損失額(EL)を定め、当該期待損失額(EL)と引当金総額(一般+個別)の差額を、自己資本比率の分子で調整する。
 - 案④: 本ディスカッション・ペーパー(DP)に寄せられるコメントも踏まえ、代替案を検討する。
4. 各論点に関する市中への質問事項
5. 今後の予定

1. 背景

- 金融危機後、貸倒引当金に関する発生損失モデル(損失事象が発生した後引当計上を求める現行の取扱い)が危機対応を遅らせたという批判やそれを受けたG20からの提言等を踏まえ、2018年1月よりIFRS第9号(金融商品)の適用が開始されるなど、今後、主要な会計基準¹において、貸倒引当金に関する予想信用損失(ECL: Expected Credit Loss)モデルを導入予定。
- ECLモデルでは、過去の事象や現在の状況に加え、マクロ経済要因(例: GDP、失業率、金利)の動向等、合理的かつ裏付可能(reasonable and supportable)なフォワード・ルッキング情報を引当に反映することが求められている。
- バーゼル委は、昨年12月、高品質かつ頑健で一貫した予想信用損失モデルの適用を促すガイダンス²を公表。
- 同時に、予想信用損失モデルの導入を踏まえた自己資本比率規制上の引当金の取扱いについても見直しを検討。今般、本件に関する「当面の措置」及び「経過措置」について市中協議を実施するとともに、考えられる「長期的な対応案」についてもディスカッション・ペーパー(DP)を公表。

1 国際財務報告基準(IFRS)においては、国際会計基準審議会(IASB)が2014年7月に新基準(IFRS第9号)を公表(2018年1月以降適用開始)。米国会計基準においては、米国財務会計基準審議会(FASB)が2016年6月に新基準を公表(原則として2020年1月以降適用開始)。

2 「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」(原題: Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses)と題する文書。

(参考) 現行の自己資本比率規制における引当金の取扱い

標準的手法 (SA)		内部格付手法 (IRB)	
分子 (自己資本 ^[1])		分子 (自己資本 ^[1])	
一般引当	SAで算出される信用リスク・アセット (RWA) の1.25%を上限に、Tier 2資本に算入可能。	引当 > 期待損失額 (EL) ^[2]	内部格付手法 (IRB) で算出される信用リスク・アセット (RWA) の0.6%を上限に、差額をTier 2資本に算入可能。
個別引当	勘案しない。	引当 < 期待損失額 (EL)	差額をCET 1資本から控除。
分母 (リスク・アセット (RWA))		分母 (リスク・アセット (RWA))	
信用リスク・アセット (RWA) は、エクスポージャーにリスク・ウェイト (RW) を乗じて計測。 ・一般引当は、エクスポージャーに含まれる。 ・個別引当は、エクスポージャーから控除。		非期待損失額 (UL) に基づき計測。(引当は、その計算基礎となるデフォルト時エクスポージャー (EAD) から控除されない)	

[1] 自己資本 = (普通株式等 Tier 1 + その他 Tier 1 + Tier 2)。

[2] 期待損失額 (EL: Expected Loss) : 自己資本規制上の期待損失額。会計上の予想信用損失 (ECL) とは異なる概念。

なお、内部格付手法 (IRB) において EL と対比される「引当」は、一般・個別引当の合計額。

2. 市中協議文書の概要

1. 当面の措置（市中協議文書のセクション2）

- 標準的手法(SA)における貸倒引当金の取扱いについて、引当金の区分(一般／個別)に係る現行規制上の定義¹を維持し、特段の対応は行わない。

(注) 内部格付手法(IRB)の場合、引当金総額(一般＋個別)を期待損失額(EL)と比較するため、引当区分の違いは自己資本比率の計算に影響しない。

¹ バーゼルⅢテキストにおける引当金の定義(paragraph 60抜粋)

一般引当: “将来すなわち現時点では未確定の損失に備えた引当金または貸倒引当金、については、顕在化した損失に対し自由に充当することができるため、Tier2 に含めることが妥当。”

(原文) Provisions or loan-loss reserves held against future, presently unidentified losses are freely available to meet losses which subsequently materialise and therefore qualify for inclusion within Tier2.

個別引当: “特定のアセットまたは負債の信用状態の悪化に起因した引当金については、個別またはグループ化されているかどうかによらず、除外されるべき。”

(原文) Provisions ascribed to identified deterioration of particular assets or known liabilities, whether individual or grouped, should be excluded.

2. 市中協議文書の概要

2. 経過措置（市中協議文書のセクション3）

- 引当水準の急増による自己資本比率の低下が、銀行貸出や実体経済に悪影響を及ぼす可能性があるとの懸念に対処する観点から、銀行が自己資本の減少分を再構築(rebuild)するために必要な時間を確保するための経過措置を提案。なお、IFRS第9号適用日以降に、IFRSを採用していない銀行や地域において当該基準が適用される場合にも、同様の影響が生じ得ることに言及。
- 「経過措置」のデザインについては、簡素化の観点から、予想信用損失(ECL)モデル移行時に発生する引当水準増加に伴う自己資本(普通株式等Tier 1(CET 1))の減少(税効果後)を、自己資本規制上、経過措置期間(3年~5年)に亘り、直線法(straight-line method、移行時からの経過年数割合(=経過年数÷経過措置期間)に応じて期間按分する方法)を用いて毎年段階的に認識する方法(下記①案)など、複数の方法を提示。
 - 案①: 引当金の増加額に基づく調整案 ⇒ 7頁参照
 - 案②: 引当金の変化率に基づく調整案 ⇒ 8頁参照
 - 案③: IFRS第9号上のステージ1・2の引当額に基づく調整案 ⇒ 8頁参照
- 内部格付手法(IRB)採用行において、発生損失モデルから予想信用損失(ECL)モデルの移行により、期待損失額(EL)に対する引当不足状態が解消される場合は、経過措置による普通株式等Tier 1調整額の計算上、予想信用損失(ECL)モデルによる引当金の増加額から発生損失モデルに基づく引当不足額(EL-引当)の解消分を除外する。
- また、経過措置の適用による自己資本への影響(該当ある場合)について、第3の柱に基づく情報開示を行うことを提案。

2. 市中協議文書の概要

2.1 案①: 引当金の増加額に基づく調整案

- 普通株式等Tier 1 (CET 1) 調整額の算定方法

- ✓ (IFRS第9号の適用を例に) 予想信用損失 (ECL) モデル導入時の引当増に伴うCET 1減少額 (説明の便宜上、税効果は無視。以下同じ。) を€300と仮定する。その減少額に対して経過措置期間 (3年) の直線法を用いて毎年段階的に普通株式等Tier 1 (CET 1) 調整額 (予想信用損失 (ECL) モデル導入時の普通株式等Tier 1 (CET 1) 減少額の戻入) を算定。

年	普通株式等Tier 1 (CET 1) 調整額
2018 (1年目)	€300X3/4 = €225
2019 (2年目)	€300X2/4 = €150
2020 (3年目)	€300X1/4 = €75
2021 (4年目)	0

- ✓ 本案は、予想信用損失 (ECL) モデル導入時の引当増に伴う自己資本への影響を直接的かつ簡潔に示すものであり、他の2案よりも優先的な案として提示。

2. 市中協議文書の概要

2.2 案②: 引当金の変化率に基づく調整案

- 普通株式等Tier 1(CET 1)調整額の算定方法
 - (1) 予想信用損失(ECL)モデル導入時の引当増に伴う普通株式等Tier 1(CET 1)減少は、ECLモデル導入時の引当残高から発生損失モデルに基づく引当残高を引いて算出(案①と同様)。
 - (2) 上記(1)の普通株式等Tier 1(CET1)減少額と発生損失モデルに基づく引当残高との関係を用いて引当金の変化率(経過措置期間を通じ一定)を算出。
 - (3) 各年度の引当残高に上記(2)の変化率を乗じた金額に対して、経過措置期間に亘り直線法を用いて、毎年段階的に普通株式等Tier 1(CET1)調整額を算定。

2.3 案③: IFRS第9号上のステージ1・2の引当額に基づく調整案

- 普通株式等Tier 1(CET 1)調整額の算定方法
 - ✓ 本案では、発生損失モデルに基づく引当残高と、予想信用損失(ECL)モデルに基づくステージ3(デフォルト債権等の「信用減損金融資産」)の引当残高は同額と仮定する。従って、予想信用損失(ECL)モデル導入時の引当増は、ステージ1・2(ステージ3以外)合計の引当残高となる。
 - ✓ この予想信用損失(ECL)モデルに基づくステージ1・2合計の引当残高の各年度の金額に基づき、直線法を用いて毎年段階的にCET 1調整額を算定する。

3. ディスカッション・ペーパー(DP)の概要

1. 長期的な対応案

- 標準的手法(SA)における貸倒引当金の取扱いについて、今後の議論の出発点として、以下の複数案からなる長期的な対応案を、ハイレベルな形で提示。

案① 現状維持(一般・個別引当の区分に係る現行規制上の定義を維持)。(セクション 2.1)

案② 一般・個別引当に関する国際的に統一された定義を新たに設ける。(セクション 2.2)

案③ 現行の標準的手法(SA)における引当金の勘案方法を変更し、標準的手法(SA)用の当局設定の期待損失額(EL)を定め、当該期待損失額(EL)と引当金総額(一般+個別)の差額を、自己資本比率の分子で調整する。(セクション 2.3)

✓ 「引当」<「標準的手法(SA)用の当局設定の期待損失額(EL)」の場合、内部格付手法(IRB)と同様に差額をCET 1資本から控除。当局設定EL(率)の考え方については次頁参照。

案④ 本ディスカッション・ペーパー(DP)に寄せられるコメントも踏まえ、代替案を検討する。

3. ディスカッション・ペーパー（DP）の概要

1.1 標準的手法（SA）における期待損失（EL）率の算出について

- 現行の標準的手法（SA）では期待損失額（EL）の計測は要求されていないため、下記の計算ロジックに基づき算出する方法を提示。
 - ✓ 標準的手法（SA）用の当局設定の期待損失（EL）率は、標準的手法のリスクウェイト（RW）からIRBとの整合性を踏まえて逆算したデフォルト確率（PD）に、基礎的内部格付手法（FIRB）におけるデフォルト時損失率（LGD）の当局設定値を乗じて算出。
 - ✓ 標準的手法（SA）用の当局設定の期待損失（EL）率は、エクスポージャーの種類別に当局が設定。
 - ✓ 銀行は、エクスポージャーの種類別に、引当金控除前のデフォルト時エクスポージャー額（EAD）に上記の標準的手法（SA）用の当局設定の期待損失（EL）率を乗じて、標準的手法（SA）用の期待損失額（EL）を算定。
 - ✓ 【当局設定EL率の算定例】コーポレート向けエクスポージャーに関するSAのRWが100%の場合、そのRW（100%）からIRBとの整合性を踏まえて逆算したPDは1.06%となる。このPD（1.06%）にFIRBにおけるLGDの当局設定値（45%）を乗じた0.48%（ $= 1.06\% * 45\%$ ）が当局設定のEL率となる。

<コーポレート向けエクスポージャーに関する標準的手法（SA）のリスク・ウェイト（RW）と当局設定の期待損失（EL）率（例示）>

標準的手法（SA）のリスク・ウェイト（RW）	0%	20%	50%	75%	85%	100%	150%	Defaulted
当局設定の期待損失（EL）率	0%	0.02%	0.10%	0.23%	0.32%	0.48%	1.89%	45%

4. 各論点に関する市中への質問事項

1. 市中協議文書に関して

- 経過措置の方法案として示した各案の目的、デザイン、ITシステムへの影響等について

2. ディスカッション・ペーパー(DP)に関して

- 現行の標準的手法(SA)における一般・個別引当に係る規制上の区分について
 - ✓ 現状維持の可否
 - ✓ 両区分の明確化
- 標準的手法(SA)用の当局設定の期待損失(EL)率の導入について
 - ✓ 必要性
 - ✓ 水準の決定方法(例:プロダクト別に国際的に統一化)
 - ✓ 粒度(例:貸出の種類別)
 - ✓ 継続的な見直しの要否
- 現行の内部格付手法(IRB)における引当の取扱い方法(含む代替案)について
- 現行の標準的手法(SA)における一般引当および現行の内部格付手法(IRB)における超過引当(引当 $>$ 期待損失額(EL))の資本算入について
 - ✓ Tier 2／総損失吸収力(TLAC)への算入
 - ✓ 第2の柱での認識
- 会計基準差異に起因する国際的な競争条件の均等化(レベル・プレイング・フィールド)に関する問題点について
- 引当の取扱いに関する複雑性および簡素化について
- 引当の取扱いの見直しにおける銀行の業務負荷について

5. 今後の予定

- 市中協議並びにディスカッション・ペーパー(DP)に対するコメント期限は、2017年1月13日。
- 定量的影響度調査(QIS)において、自己資本規制上の引当金の取扱いについての「経過措置」に関するデータを本年8月に収集。「長期的な対応案」に関するデータについては、今後収集時期を決定予定。
- 市中からのコメント及びQISの結果を踏まえ、本件についての方
向性を示していく予定。
 - ✓ 市中協議文書に示されている「当面の措置」および「経過措置」に関しては、IFRSにおいて予想信用損失(ECL)モデルが2018年1月から導入されることを踏まえ、可及的速やかに最終化を目指していく方向。
 - ✓ ディスカッション・ペーパー(DP)に示されている「長期的な対応案」については、現時点で具体的なタイムラインは設定されていない。